

しんきん住宅サポートローン

令和6年2月1日現在

項目	内容
商品名	しんきん住宅サポートローン
ご利用いただける方	次の条件を満たす方 ・年齢が満18歳以上で、最終返済時に満80歳以下の方 ※一般団体信用生命保険をご利用される場合は、年齢が満18歳以上70歳未満の方 ※がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険をご利用される場合は、年齢が満18歳以上51歳未満の方 ※3大疾病保障特約付団信をご利用される場合は、年齢が満18歳以上満51歳未満の方 ・申込日時点または貸付実行日時点において当金庫の基金保証付有担保住宅ローンが、次のいずれかの条件を満たす方 ①基金保証付有担保住宅ローンの本審査結果が「可決」、「条件付可決」（条件を満たせるものに限る）のいずれか（回答有効期間内のものに限る） ②基金保証付有担保住宅ローンを契約中で、貸付実行日から6ヵ月以内 ・勤続年数1年以上（法人役員・自営業者の方は3年以上）または営業年数が3年以上の方 ・安定継続した年収（前年税込）が100万円以上の方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方 ・反社会的勢力に該当しない方 ・当金庫の会員となれる資格を有する方
お使いみち	①当該住宅ローンの対象物件にかかる次の資金 ※申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 a. インテリアや家電等購入資金 b. 引越費用、仮住まい費用 ②申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫）が使用する家用自動車（オートバイ、自転車を含む）の購入等にかかる資金 ※購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可）のほか、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用を含む ③申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限る
お借入金額	500万円以内
お借入期間	3ヵ月以上40年以内かつ当該住宅ローンの保証期間内
お借入方法	証書貸付によりお借入れいただきます。
ご返済方法	お借入期間に応じてお借入金額を次の方法で分割し、第1回返済日以後1ヵ月毎の応当日（約定返済日）に、指定預金口座から自動振替により、お利息とともにご返済いただきます。 （1）元利均等毎月返済または元金均等毎月返済 （2）ボーナス時増額返済併用（年2回、6ヵ月ごとに増額返済） ただし、ボーナス返済元金総額は、お借入金額の50%以内（1万円単位）といたします。
お借入利率	変動金利 ・お借入利率は当金庫長期プライムレートを基準とします。 ・お借入の際の適用金利は毎月見直されます。 ・金利情勢によっては月中に見直されることもあります。

しんきん住宅サポートローン

商品概要説明書

項目	内容
お利息の計算方法 (付利単位100円)	元利均等返済：月割計算となります。1年を12ヵ月とした月割により計算します。 下記の場合は日割で計算いたします。 (1) お借入日から第1回返済日までの期間の約定利息 (2) 繰上返済の場合の未収利息 (3) 延滞損害金 元金均等返済：日割計算となります。1年を365日とした日割により計算します。 下記の場合は日割で計算いたします。 (1) 繰上返済の場合の未収利息 (2) 延滞損害金
延滞損害金	ご返済が遅れた場合は、遅延した元金について年18.25%の延滞損害金を申し受けます。
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。(または窓口にお問い合わせください)
団体信用生命保険	本ローンは団体信用生命保険の付保をご選択いただけます。 団体信用生命保険の加入には審査がございます。 団体信用生命保険の付保をご選択された場合、保険料を金利に加算して申し受けます。
保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証いたしますので、保証人や担保は不要です。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> お借入実行時、証書貸付用紙代550円(消費税込)を申し受けます。 ご返済条件の変更が必要となった場合は、条件変更手数料5,500円(消費税込)を申し受けます。ただし、変更時点のお借入残高が10万円未満の条件変更については、手数料が無料となる場合があります。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口(9時～17時、電話：0120-600-181)にお申出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ローンのご利用は、当金庫本支店のいずれか1店舗に限ります。 お申込みにあたっては審査がございます。結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。 当金庫でのお借入れが合計700万円を超える場合は、当金庫の出資にご加入いただき、会員となることが必要です。 本ローンのお申込みを含めて、一般社団法人しんきん保証基金取扱の保証残高は3,000万円を限度とします。なお、住宅ローン・保険ローンは保証残高に含まれません。 ご返済の試算は、当金庫ホームページまたは窓口でお受けいたします。 団体信用生命保険に係る診断給付金、保険金のお支払いにあたっては制限条項がございます。 団体信用生命保険についての詳細や、ご不明な点は明治安田生命保険相互会社にご確認ください。

しんきん住宅サポートローン

商品概要説明書

○ 3大疾病保障特約付団体信用生命保険・がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 共通

3大疾病保障特約付 団体信用生命保険	この保険は、信金中央金庫を契約者とし、住宅サポートローンをお借入された方を被保険者とする保険契約で、被保険者が住宅サポートローン償還の途中で死亡、高度障害または3大疾病保険金支払事由に該当する状態になったときに、生命保険会社から受け取る保険金をもって、被保険者の当該住宅サポートローンお借入の弁済に充当することを目的とした団体保険です。
がん保障特約付 リビング・ニーズ特約付 団体信用生命保険	この保険は、信金中央金庫を契約者とし、住宅サポートローンをお借入された方を被保険者とする保険契約で、被保険者が住宅サポートローン償還の途中で死亡、余命6ヶ月以内と判断されたとき、または所定の悪性新生物に罹患したと診断されたときに、生命保険会社から受け取る保険金をもって、被保険者の当該住宅サポートローンお借入の弁済に充当することを目的とした団体保険です。
幹事生命保険会社	明治安田生命保険相互会社
保障開始日	保障開始日は、被保険者に対して保険会社にご加入を承諾し、当金庫からお借入が実行された日とします。
保障の終了	被保険者が以下に該当する場合は、当該事由の発生した日をもってこの保険契約から脱退し、保障は終了します。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険金の支払い事由に該当されたとき ・お借入を完済されたとき ・融資を受けた信用金庫の住宅ローン等が賦払償還債務でなくなったとき ・融資を受けた信用金庫の住宅ローン等の債務者でなくなったとき ・年齢が満75歳に達した年の12月31日 ・告知義務違反等により加入資格を喪失したとき
保険金額	被保険者がお支払事由に該当したときの未償還お借入残高となります。なお、お利息の一部等をご負担いただく場合があります。 被保険者一人あたりの保険金お支払限度額は、他の信用金庫からのお借入れも含め、以下の団体信用生命保険を通算して1億円となります。 〈3大疾病保障特約付団体信用生命保険〉 <ul style="list-style-type: none"> ・信用金庫団体生命保険 ・信用金庫がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 ・信用金庫3大疾病保障特約付団体信用生命保険 ・信用金庫就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険 〈がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険〉 <ul style="list-style-type: none"> ・信用金庫リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 ・信用金庫がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 ・信用金庫3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 ・信用金庫就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 ・信用金庫団体生命保険 ・信用金庫3大疾病保障特約付団体信用生命保険 ・信用金庫就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険
ご留意いただきたい事項	<ul style="list-style-type: none"> ・がん（悪性腫瘍・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます）の既往歴のある方は3大疾病保障特約付の契約にはご加入いただけません。 ・ご加入申込時のお借入金額（保険金額）が5,000万円を超える場合には、所定の診断書（健康診断結果証明書）も併せてご提出いただく必要があります。 ・「告知書兼報告書」でお尋ねしたことに対して、事実を告知されなかった場合には「告知義務違反」として契約が解除され、保険金が支払われない場合があります。 ・告知事項に「あり」の場合およびお借入金額（保険金額）が5,000万円を超える場合は、保険会社審査があります。 ・告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございます。

しんきん住宅サポートローン

商品概要説明書

重要事項のご説明について	保険金や診断給付金をお支払いできない場合など、詳しい保険の説明については「信用金庫3大疾病保障特約付団体信用生命保険申込書兼告知書」「信用金庫がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険」の重要事項に関するご説明またはお客様控え裏面のご説明をお読みください。 保険内容の詳細や、ご不明な点は明治安田生命保険相互会社にご確認ください。
--------------	---

● 3 大疾病保障特約付団体信用生命保険

お支払事由	次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いします。	
	死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき
	高度障害保険金 保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	
	3 大 疾 病 保 険 金	悪性新生物 (がん)
急性 心筋梗塞		次のいずれかの状態に該当されたとき ・保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき ・保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき
脳卒中		次のいずれかの状態に該当されたとき ・保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき
保険金が 支払われない場合	被保険者が次のような事由に該当する場合には、保険金をお支払いできないことがあります。 <死亡保険金・高度障害保険金・3大疾病保険金> (1) 告知義務違反による解除 「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって、「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知された場合、保障開始日から2年以内(*1)であれば「告知義務違反」としてこの保険契約のその被保険者に対する部分が解除され、保険金のお支払いができずに債務が残ることがあります(お支払事由が発生した後であっても解除される場合があります)。なお、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保障開始日から2年を超えていたとしても詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。 (*1) 3大疾病保険金については、保障開始日から2年を超えて継続した場合であっても、2年以内に解除の原因となる事実により3大疾病保険金のお支払事由が生じているとき(保障開始日より前に原因が生じていたことにより、3大疾病保険金が支払われないときを含みます)は、「告知義務違反」として解除される場合があります。 (2) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (3) 重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められた場合等を含む) <死亡保険金・高度障害保険金> (1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態になられたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態になられたとき (4) 戦争・その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき	

	<p>< 3大疾病保険金 ></p> <p>(1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき</p> <p>(2) 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき</p> <p>(3) 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき</p> <p>< 高度障害保険金・3大疾病保険金 ></p> <p>保障開始日よりも前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態や急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき (その傷害や疾病を告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません)</p>
--	--

●がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険

<p>お支払事由</p>	<p>次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いします。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="408 286 638 327">死亡保険金</td> <td data-bbox="638 286 1474 327">保険期間中に死亡されたとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 327 638 394">リビング・ニーズ特約保険金</td> <td data-bbox="638 327 1474 394">保険金期間中に、余命が6ヶ月以内と判断されるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 394 638 461">高度障害保険金</td> <td data-bbox="638 394 1474 461">保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 461 638 734">がん保険金</td> <td data-bbox="638 461 1474 734"> 保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。 <ul style="list-style-type: none"> ・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ・保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ・保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき ※悪性新生物には、上皮内がんや皮膚がんは含まれません。（ただし皮膚がんのうち皮膚の悪性黒色腫は含まれます） </td> </tr> </table>	死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	リビング・ニーズ特約保険金	保険金期間中に、余命が6ヶ月以内と判断されるとき	高度障害保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	がん保険金	保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。 <ul style="list-style-type: none"> ・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ・保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ・保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき ※悪性新生物には、上皮内がんや皮膚がんは含まれません。（ただし皮膚がんのうち皮膚の悪性黒色腫は含まれます）
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき								
リビング・ニーズ特約保険金	保険金期間中に、余命が6ヶ月以内と判断されるとき								
高度障害保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき								
がん保険金	保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。 <ul style="list-style-type: none"> ・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ・保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ・保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき ※悪性新生物には、上皮内がんや皮膚がんは含まれません。（ただし皮膚がんのうち皮膚の悪性黒色腫は含まれます）								
<p>保険金が支払われない場合</p>	<p>被保険者が次のような事由に該当する場合には、保険金をお支払いできないことがあります。 <死亡保険金・リビング・ニーズ特約保険金・高度障害保険金・がん保険金></p> <p>(1) 告知義務違反による解除 「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって、「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知された場合、保障開始日から2年以内（*1）であれば「告知義務違反」としてこの保険契約のその被保険者に対する部分が解除され、保険金のお支払いができずに債務が残ることがあります（お支払事由が発生した後であっても解除される場合があります）。なお、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保障開始日から2年を超えていたとしても詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。 （*1）がん保険金については、保障開始日から2年を超えて継続した場合であっても、2年以内に解除の原因となる事実によりがん保険金のお支払事由が生じているとき（保障開始日よりも前に原因が生じていたことにより、がん保険金が支払われないときを含みます）は、「告知義務違反」として解除される場合があります。</p> <p>(2) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (3) 重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められた場合等を含む）</p> <p><死亡保険金・リビング・ニーズ特約保険金・高度障害保険金></p> <p>(1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金の支払事由に該当されたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金の支払事由に該当されたとき (4) 戦争・その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき</p> <p><がん保険金></p> <p>(1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2) 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3) 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき</p>								